



特別弔慰金が支給されます

戦没者等の遺族のうち、平成11年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がいない人に、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債が支給されます。ただし、どなたかが前回の特別弔慰金(平成7年4月1日基準日)を受給している場合は対象外。戦没者等の死亡当時に3親等内であった人に限ります。請求は、平成14年4月1日までです。

●問い合わせ 保健福祉課庶務係 ☎264・263

愛の血液助け合い運動

●採血対象年齢 200ミリリットル全血採血 16歳から69歳まで。400ミリリットル全血 血しょう成分献血 18歳から69歳まで。65歳以上70歳未満の人は、60歳から64歳までの間に採血されたことのある人に限られます。血小板成分献血は、18歳から54歳までです。

●とき・ところ 7月28日(水) 午前10時～正午 理研電線(白根工場) ②午後1時30分～3時30分 白根健康病院 ●問い合わせ 保健福祉課庶務係 ☎264・265

幼稚園就園奨励金補助額を改定します

市では、幼稚園教育を普及させるため、家庭の所得状況に応じて保育料等を補助していますが、今年度の補助額を次のとおり改定します。

対象世帯(平成11年度の市民税の課税額)	補助額(年間)
父母および家計の中心を担う祖父母等が非課税	133,000円
父母および家計の中心を担う祖父母等の所得割が非課税	101,200円
父母および家計の中心を担う祖父母等の所得割課税額の合計が8,800円以下	78,100円
父母および家計の中心を担う祖父母等の所得割課税額の合計が102,100円以下	54,900円

対象世帯と補助額

●対象世帯・補助額 私立幼稚園に3～5歳児を通園させている世帯に該当する世帯 ●手続き 補助を希望する人は、次の3種類の書類を通園している幼稚園へ提出してください ①保育料等減免措置に関する調書 ②市民税の「特別徴収税額通知書(写し)」または「所得証明書(児童手当用)」 ③お子さんの名前が記載されている健康保険証の写し ●問い合わせ 通園する幼稚園か学校教育課庶務係 ☎373・3171

通行止めにご協力ください

7月20日～12月30日まで、上塩俵橋は修繕工事のため全面通行止めになります。ご協力をお願いします。



市立白根図書館 ☎373・2810
開館時間=午前9時～午後5時(火・金曜日は午後8時まで) 休館日=7月は12日(月)、20日(祝)、26日(月)

●新着図書 もう一つの青春 左木隆三 刹那の街角 香納諒 最後の浅右衛門 岡鬼六 アムステルダム イアン・マキューアン 虐待 保坂渉 ロシア闇の大国 江頭寛 職場のセクシュアル・ハラスメント 奥山明良 定年後のボランティア 石田易司 細菌性中毒は予防できる! 丸山務 手作りキッチン小物集 パッチワーク通信社 魚のさばき方と料理 プティック社 きみの行く道 ドクター・スース 永い夜 ミシェル・レミュー ジュラルディンとおとうとウィリー ホリー・ケラー ひみつのパーティーはじまるよ! トニー・ロス すごい!びっくり!昆虫のふしぎパワー 海野和男 ほか多敷

ピックアップBook

こした 呉子起つ

伴野朗

中国・戦国時代初期の最強の軍事的天才、呉子(呉起)。近代合理精神に通じるその驚異の兵法とは? 魅力的な脇役をちりばめて「流転の將軍」の若き日の無頼から壮絶な最期までを描いた歴史巨編。

金婚夫婦に記念品を贈呈します

県老人クラブ連合会と市では、金婚を迎える夫婦に記念品を贈呈します。該当する夫婦は連絡ください。

●対象 昭和24年4月1日～25年3月31日の間に婚姻届を出し、現在、共に生活している夫婦 ●申請期限 8月20日(金) ●連絡先・問い合わせ 保健福祉課介護福祉推進室高齢福祉係 ☎271

J A助け合い活動「まじいころね」

J A助け合い組織「まじいころね」では、みんなで支え合う助け合い活動(住民参加型在宅福祉サービス)の会員を募集しています。内容は、食事介助、入浴介助などの「介助・介護サービス」と、食事づくり、買い物代行などの「家事援助サービス」を行う非常有利の有償ボランティア活動です。

●会員の種類 ①提供会員 この活動に理解をもつ18歳以上の人で、家事・介護の手助けができる人 ②利用会員 日常生活で手助けを必要とする人(どなたでも会員になれます) ③賛助会員 この活

相談



人権擁護委員に田中圭子さんに

6月1日付で、人権擁護委員と

動を支援したいと考えている個人・団体 ●年会費 ①1,000円 ②2,000円 ③利用料金 1時間800円、2時間目以後、1時間600円 ●問い合わせ J A白根市本所まじいころねステーション ☎373・5114、J A白根市各支所

して田中圭子さん(水道町1-73-396)が法務大臣から委嘱されました。市内には田中さんを含めて4人の人権擁護委員が委嘱されています。いじめや嫌がらせ、不当な差別、名誉・信用の侵害など人権問題で悩んでいる人は人権擁護委員にご相談ください。

●人権擁護委員 保田美恵子(中大郷 ☎280・2864)、大野正淳(菱沼2 ☎372・2939)、田中清彦(松橋 ☎362・5189)

御苦勞さまでした

人権擁護委員の外山寛さん(新和町)が同委員を退任され、長年にわたって人権擁護委員を務められた功績により、5月31日付で法務大臣から感謝状が贈られました。

特別人権相談所

人権相談所が特別に開設されます。心配ごとやお困りのことがありましたら、悩みを抱え込まずに、お気軽にご相談ください。相談は無料。秘密は堅く守られます。

●とき 7月22日(水) 午前10時～午後3時 ●ところ 青年教育センター1 ●相談内容 家庭内・親族間や近隣間のもめごと、悩みごと。借地借家、土地建物の登記、戸籍の問題。いじめや差別問題など、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな問題 ●相談員 人権擁護委員、法務局担当官 ●問い合わせ 総務課行政係 ☎271、342

該当する人は申請手続きを
児童扶養手当・特別児童扶養手当

申請先・問い合わせ
保健福祉課庶務係
☎264・265

平成11年度 児童扶養手当額表

対象児童	全部支給		一部停止	
	月額	期支払額	月額	期支払額
1人	42,370円	169,480円	28,350円	113,400円
2人	47,370円	189,480円	33,350円	133,400円
3人	50,370円	201,480円	36,350円	145,400円
4人	53,370円	213,480円	39,350円	157,400円
5人	56,370円	225,480円	42,350円	169,400円

児童扶養手当所得制限限度額表 (単位:円)

扶養親族等の数	本人		配偶者・扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	1,108,000	458,000	2,457,000	1,540,000
1	2,048,000	904,000	3,000,000	1,920,000
2	2,651,000	1,326,000	3,543,000	2,300,000
3	3,254,000	1,748,000	4,025,000	2,680,000
4	3,825,000	2,170,000	4,500,000	3,060,000
5	4,353,000	2,592,000	4,975,000	3,440,000

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある人についての限度額(所得ベース)は、上記の額に次の額を加算した額とします。

(1) 本人の場合
老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき、10万円。特定扶養親族1人につき、15万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者および扶養義務者の場合
老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

【児童扶養手当】 ●対象 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童か、20歳未満で一定の障害を持つ児童を育てている母か養育者 ●要件 ①父母が離婚した児童 ②父が死亡した児童(遺族基礎年金を受給できない場合) ③父が重度の障害者である児童(障害基礎年金の加入の対象になっていない場合) ④父の生死が明らかでない児童 ⑤父から1年以上置き去りにされている児童 ⑥父が法令で1年以上拘禁されている児童 ⑦母が未婚で出産した児童 ⑧出生の事情が明らかでない児童 ※要件を満たしてから5年を過ぎると手当を受けられなくなります。ご注意ください ●支給額 左表のとおり

【特別児童扶養手当】 ●対象 20歳未満で身体または精神に中度から重度の障害を持つ児童の養育者 ●要件 ①目や耳、体の不自由な児童 ②日常生活を制限される程度の病気を持つ児童 ③知的障害または情緒障害を持つ児童 ●支給額 下表のとおり

平成11年度 特別児童扶養手当額表

障害児	1級(重度)		2級(中度)	
	月額	期支払額	月額	期支払額
1人	51,550円	206,200円	34,330円	137,320円
2人	103,100円	412,400円	68,660円	274,640円
3人	154,650円	618,600円	102,990円	411,960円

特別児童扶養手当所得制限限度額表 (単位:円)

扶養親族の数	本人		配偶者・扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

情報センター 333

掲載の申し込みは1日号 前月10日、15日号 前月25日までに秘書広報係 ☎373・2111(333)へ

参加しませんか

季節を感じさせる小物作りなど。どなたでも簡単に作れます。

●押し花体験会
とき 7月22日(水)、23日(金) 午前9時30分～午後3時 対象 20歳以上 内容 暑中見舞いはがきや夏の小物作り 参加費 500円、1,000円(材料費) ところ 申し込み・問い合わせ 白根中央郵便局(ライオンロード隣) ☎372・5200

●押し花アート教室
お気軽に参加ください。

とき 7月22日(水) 8月12日(月)までの毎月第1木曜日の午後7時30分～9時30分 青年教育センター、毎月第2水曜日の午前9時30分～11時30分 白根中央郵便局 対象 20歳以上 問い合わせ 加茂 ☎373・2514、鈴木 ☎373・2719

仲間になりませんか

●コーラスサークル「マロウ」
昨年結成したばかりのコーラスサークル。興味のある人は連絡ください。

とき 毎月第2・第4木曜日 午後7時30分～9時 ところ 大通地域生活センター 対象 20歳以上 問い合わせ 渡辺(大通南) ☎362・242